

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○その他の市町村独自助成

市町村名	事業名	対象者	助成内容	ホームページ
岐阜市	岐阜市不妊検査費助成	助成対象の不妊検査を受けるまでに、2回以上の流産又は死産をされた方。 申請時に岐阜市に住所を有する方。	不妊検査（流産検体を用いた遺伝子検査、次世代シーケンサーを用いた流産産毛・胎児組織染色体検査のみ）で助成 対象費用の7割に相当する額（千円未満切り捨て）を上限額 6万円まで助成	https://www.city.gifu.lg.jp/kosodate/nins_hin/1003571/1017066.html
高山市	高山市不妊治療にかかる交通費支援事業	県や市の不妊治療助成を活用し、体外受精や顕微授精などの治療を行う方、不妊治療施設まで概ね60分以上の移動時間がかかる方。※令和8年4月1日以降の受診に対する交通費が対象。	助成額：移動に要した費用（公共交通機関または自家用車）のうち8割の額を助成。	https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1006064/1006074/1023281.html
恵那市	恵那市不妊治療・不妊症治療通院助成金交付事業	市外の医療機関に不妊治療等のために通院している43歳未満の者のうち、通院時及び申請の際に市内に住所を有するものとする	岐阜県内の医療機関に通院した場合 1回当たり1,000円 岐阜県外の医療機関に通院した場合 1回当たり2,000円	https://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/iryofukushibu/kosodateshienka/1/3/2/9661.html
飛騨市	飛騨市不妊症治療費助成	以下の条件を満たしている方 ・助成を受けた後も引き続き居住する意思のある方 ・市内に住所を有していること ・市税等を滞納していないこと ・医療保険に加入している方	一回の治療期間につき30万円まで（ただし自己負担額の2分の1以内） 対象となる不妊症治療にかかった自己負担相当額（文書料、食事療養費等を除く） ※医療保険等の規定により、当該治療費に係る給付を受けたときはその額を対象費用から差し引く ※岐阜県不妊検査等費用助成事業実施要綱や他自治体の助成を受けられる場合は、助成額または該当期間の費用から差し引く	https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/49/464.html

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○その他の市町村独自助成

市町村名	事業名	対象者	助成内容	ホームページ
飛騨市	飛騨市特定不妊治療・不育症治療通院助成	<p>市内に住所を有し、下記のいずれかの助成対象となった方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飛騨市特定不妊治療費助成事業 2. 岐阜県特定不妊治療費助成事業 3. 飛騨市不育症治療費助成事業 	<p>左記いずれかの治療に係る交通費を対象とする。</p> <p>1 治療機関につき、自宅から治療医療機関までの最も経済的な通常の経路の往復の距離に 1 kmあたり 20 円を換算した額に通院回数を乗じた額。</p>	<p>https://www.city.hida.gifu.jp/soshiki/49/60523.html</p>
下呂市	下呂市生殖補助医療通院交通費助成	<p>次のすべてに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険診療による生殖補助医療を開始した時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 (2) 保険診療による生殖補助医療を受けている期間かつ申請時に市内に住所を有する妻 (3) 同一の生殖補助医療に関して、他の市町村からの通院交通費の助成を受けていない者であって今後も受ける見込みがないもの 	<p>生殖補助医療を受けている夫婦に対して、その治療を受けるために通院に要した交通費の一部を助成する</p>	<p>https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/13/19760.html</p>
海津市	海津市不育症検査及び不育症治療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律上の婚姻をしている夫婦または事実上の婚姻関係にあること ・ 治療期間および申請時のいずれにおいても、夫または妻のいずれかが海津市内に住所があること ・ 医療機関（産婦人科など）において不育症と診断され、治療を受けていること ・ 市税等の未納がないこと 	<p>1 回の治療期間につき、上限 10 万円まで</p>	<p>https://www.city.kaizu.lg.jp/kosodate/000001436.html</p>

県内市町村が行う不妊治療費の助成について

○その他の市町村独自助成

市町村名	事業名	対象者	助成内容	ホームページ
八百津町	八百津町不妊症治療費助成事業	不妊症治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であって、夫もしくは妻のいずれか一方、又はその両方が町内に住所を有する者。	助成の対象となる費用は、保健医療機関において受けた不妊症に関する検査・治療に係る費用。 以下の費用は対象としない。 ・医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用された不妊症の検査・治療に係る費用。 ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の直接治療に関係のない費用。	https://www.town.yaotsu.lg.jp/2205.htm